

○総務省令第十号

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十三条第二項第一号の規定に基づき、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方法人特別税の収入見込額」を「交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方法人特別税の額」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。